

○茨城県立医療大学職業紹介業務運営規程

〔 平成8年2月21日 〕  
〔 医療大訓第38号 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2第1項の規定により、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の学生及び卒業者に対し、無料による職業紹介業務の運営について定めるものとする。

(均等待遇)

第2条 本学の行う職業紹介業務においては、人種、国籍、信条、性別等を理由として求人者又は求職者に対して差別的取扱をしてはならない。

(求人者の申込)

第3条 本学は、いかなる求人者の申込みについてもこれを受理する。ただし、その申込の内容が法令に違反するとき、又は賃金、労働時間その他労働条件が他の労働条件と比べて著しく不相当であると認められるときは、申込みを受理しない。

2 求人者を申し込む者は、業務の内容及び賃金、労働時間その他労働条件を明示して、原則として、本学所定の求人申込書（様式第1号）により申し込まなければならない。

(求職者の申込)

第4条 本学は、いかなる求職者の申込についてもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、申込みを受理しない。

2 求職者を申し込む者は、必ず本人が、本学所定の求職申込書（様式第2号）に記載し、申し込まなければならない。

(紹介の原則)

第5条 本学は、求職者に対しては、その希望と能力に応ずる職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない。

(労働争議に対する不介入)

第6条 本学は、労働争議に中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業場閉鎖の行われている求人者には、求職者の紹介を行ってはならない。

(秘密の厳守)

第7条 本学は、求人者及び求職者から知り得た個人的な情報はすべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

(報告の義務)

第8条 求人者及び求職者は、雇用関係が成立した場合又は不成立となった場合は、それぞれ本学に報告しなければならない。

(事務)

第9条 職業紹介業務の運営に関する事務は、事務局教務課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、職業紹介業務の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成8年2月21日から施行する。